

7. 社会参加

交通

心身障害者(児)通院・通所訓練等交通費助成

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

〈対象〉 ※生活保護世帯は除きます。

- (1) 身体障害者手帳 1・2級 (2) 愛の手帳 1・2度
- (3) 身体障害者手帳の内部障害3級 ※所得制限あり
(心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能障害)

〈助成対象〉 次に該当する場合に、その移動に係る交通費を助成します。

(但し、介護保険給付による通所リハビリテーション、地域活動支援センター、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等への通所を除く)

- ① 医学的治療のための通院、機能回復訓練のための通所
- ② 自立生活訓練、および社会適応訓練のための通所
- ③ 家族(障害者本人は除く)の属する学校行事に参加
- ④ 公的機関が主催・共催する研修・講座等の行事に参加
- ⑤ 地域活動に参加するために交通費を支出したとき。

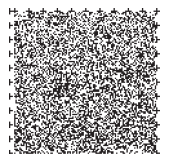
(宗教活動、政治活動及び営利を目的とする経済的活動への参加を除く)

〈月額助成金額〉

		通院・通所訓練に係る交通費 (助成対象①②)	学校行事・研修等に係る交通費 (助成対象③④⑤)
公共交通機関のみ利用	本人	5,250円を限度に助成	650円を限度に助成
	介護者	5,250円を限度に助成	650円を限度に助成
タクシー等のみ利用	本人	5,250円を限度に助成	650円を限度に助成
	介護者	介護者分はできません	介護者分はできません
自家用車のみ利用 (公共交通機関を利用した場合の大人一人分の額で算定)	本人	5,250円を限度に助成	650円を限度に助成
	介護者	介護者分はできません	介護者分はできません
公共交通機関利用、 タクシー、自家用車併用	本人	5,250円を限度に助成	650円を限度に助成
	介護者	公共交通機関利用のみ、5,250円を限度に助成	公共交通機関利用のみ、650円を限度に助成

〈申請方法〉 次のものをお持ちになり、担当窓口までご申請ください。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳 (2) 印鑑
- (3) 障害者本人の銀行口座の控え (4) 区市町村民税課税(非課税)証明書
(内部障害3級の方のみ。詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。)



社会参加

JR線等の運賃の割引 **身 知**

〈対 象〉 身体障害者手帳または愛の手帳の所持者とその介護者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱い区間
第1種心身障害者が介護人とともに利用する場合	普通乗車券（小児を含む） 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	50%（バスの定期券30%）	JR線（航路・バスを含む）および連絡各社線の各駅相互間 ※私鉄の割引はJRに準じる
12歳未満の第2種心身障害児の介護人	定期券（介護人のみ）		
第1種および第2種心身障害者が1人で利用する場合	普通乗車券	50%	同上、ただし鉄道・航路は片道100kmをこえる区間に限る

注（1）グリーン料金・特急料金は除かれます。

（2）12歳未満の心身障害児については、小児運賃の5割引となります。

（3）第1種・第2種心身障害者とは、障害の程度・内容により決められています。

〈利用方法〉 乗車券等を購入する際に身体障害者手帳・愛の手帳を発売窓口にて提示または券売機で小児乗車券を購入し、改札の際手帳提示してください。

〈問 合 せ〉 各駅窓口



社会参加

都営交通無料乗車券 **身 知 精**

担当窓口 障害福祉課生活支援係

■身体障害者・知的障害者

都営交通を利用する際、無料乗車券を提示すると、本人は料金が無料になります。介護者の一部は手帳提示により料金が割引になります。

〈対 象〉 都内在住で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方
※シルバーパスをお持ちの方は取得できません。

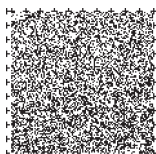
〈乗物の種類〉 都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手 続〉 新規・更新とも手帳、無料乗車券（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、ICカードに変更することができます。）

■精神障害者

都営交通を利用する際、都営交通乗車証を提示すると、本人は料金が無料になります。

〈対 象〉 都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



※シルバーパス等をお持ちの方は取得できません。

〈乗物の種類〉 都営地下鉄、都営バス、都電等

〈手続〉 新規・更新とも手帳、乗車証（更新のみ）が必要です。
（指定された駅で手続きすることにより、磁気券・ICカードに変更することができます。）

民営バスの割引（身体障害者・知的障害者）

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

民営バスを利用する際、料金が割引になります。
本人は手帳を提示するだけで利用ができますが、介護者は割引証が必要です。

利用区分	利用方法	割引率
第1種・第2種身体障害者、愛の手帳所有者が1人で利用する場合	身体障害者手帳、愛の手帳を乗車時に提示	5割
第1種身体障害者、愛の手帳所持者が介護人とともに利用する場合	心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）を乗車時に提示	5割 介護人も同率
定期券を購入する場合	定期券割引購入申込書を購入時に提出	3割

〈申請方法〉 手帳と印鑑を持参し、心身障害者民営バス乗車割引証（介護人付）、定期券割引購入申込書の交付を受けてください。

民営バスの割引（精神障害者）

精

〈対象〉

東京都が発行する写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（介護人の割引については、各バス会社で異なりますので、詳しくはご利用のバス会社にお問い合わせください。）

〈利用方法〉 手帳の写真が添付されたページを乗車時に提示する。

〈割引率〉 5割

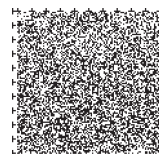
〈問合せ〉 各バス事業者

フェリー旅客運賃の割引

身 知

フェリーを利用する際、運賃が割引になります。

〈対象〉 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方と介護者



社会参加

※ただし、第2種心身障害者の方は本人のみ

〈**利用方法**〉 発売窓口で手帳を提示し、乗船券をご購入ください。

※割引率、割引対象船室などについては、会社により異なりますので、各船会社に直接お問い合わせください。

〈問 合 せ〉 各船会社

航空旅客運賃の割引 **身 知 精**

〈**対 象**〉 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

※ただし、航空運送事業者によって、対象者の適用範囲が異なります。

〈**割引運賃額**〉 各航空運送事業者または路線によって異なります。

〈**利用方法**〉 航空券購入及び搭乗手続きの際に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示。ただし、介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入する必要があります。

※愛の手帳へ航空割引の証明印が必要な場合は、障害福祉課へ手帳をご持参ください。

〈問 合 せ〉 各航空会社

有料道路通行料金の割引 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係

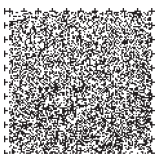
〈**対 象**〉

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方が運転する場合
- (2) 第1種身体障害者・第1種知的障害者が移動するために介護者が運転する場合

〈**対象自動車の範囲**〉

- (1) 事前に登録した車両のみで割引（一人につき1台のみ登録可能）。
- (2) 車検証において「自家用」と記載されているもの。
- (3) 障害者本人が運転する場合、本人、配偶者、直系血族（その配偶者を含む）、兄弟姉妹（その配偶者を含む）及び同居の親族等が所有する自動車に限る。
- (4) 本人以外が運転する場合で、障害者本人または親族等が自動車を所有していない場合、継続して日常的に介護している方が所有する自動車も可。

〈**割引率**〉 5割 ※有効期限があります。



〈申請の方法〉

次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- (2) 自動車検査証または軽自動車届出済証
- (3) 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）

また、ETCを利用される場合は下記2点も合わせてお持ちください。

- (4) ETCカード（原則障害者ご本人名義のもの）
- (5) ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

タクシー運賃の割引 **身** **知** **精**

乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳を提示することにより、運賃の10%（10円未満切り捨て）の割引を受けられる場合があります。

ご利用になる前に各タクシー会社へ割引を受けられるかどうかをご確認ください。

〈対象〉 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、詳しくは下記または乗車の際に乗務員へお問い合わせください。

〈問合せ〉

法人タクシー 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話 (03) 3264-8080

個人タクシー 東京個人タクシー協同組合 電話 (03) 3384-1351



社会参加

自動車

自動車運転免許の無料教習 **身**

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、次のすべてに該当する方は自動車運転免許の教習を無料で受けられます。

〈対象〉

- (1) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
- (2) 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
- (3) 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

※入所日は、1、4、7、10月の月初め（申込み締切りは前月15日ごろまで）で、教習期間は3か月です。

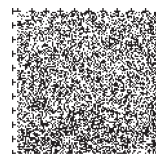
※検定料金など、35,000円程度の自己負担があります。詳しくは、直接お問い合わせください。

〈問合せ〉 身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所）

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

電話 (048) 481-2711 FAX (048) 481-6578

ホームページ <http://www.azumaen.or.jp>



自動車運転免許取得費の助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。

※ただし、普通自動車に限ります。事前に申請が必要です。

〈対象〉 次の（１）～（４）のすべてにあてはまる方

- （１）運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳１～３級（ただし、内部障害４級まで、下肢障害または体幹機能障害４・５級であって歩行困難な方も対象）または愛の手帳１～４度の方
- （２）市内に３か月以上居住している方
- （３）申請時において、当該申請の対象となる運転免許の取得等をしていない方
- （４）住民税非課税世帯に属する方

〈助成金額〉 助成対象経費（教習所の入所料、教習料など）の２／３の額で、164,800円以内。限定解除20,600円以内。

※身体障害のある方が運転免許を取得する場合、障害の程度により、補装具類を着用したり、車種の限定がありますので事前に公安委員会の審査を受けていただくこととなります。身体障害者の免許取得について詳しくは下記へお問い合わせください。

※なお、助成制度については、担当窓口へお問い合わせ下さい。

〈問合せ〉 警視庁府中運転免許試験場

〒183-0002 府中市多磨町3-1-1 電話 (042) 362-3591

自動車改造費の助成

身

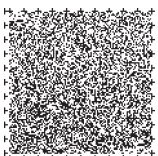
担当窓口 障害福祉課生活支援係

購入または所有する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。※事前に申請が必要です。

〈助成額〉 1台につき 133,900円を限度

〈対象〉 次の（１）～（４）のすべてにあてはまる方

- （１）身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害１・２級
- （２）就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- （３）市内に３か月以上居住している方
- （４）住民税非課税世帯に属する方



駐車禁止規制の除外

身 知 精

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先」を車の前面の見やすい箇所に掲示する必要があります。

なお、次のような駐車はできません。

- ① 停車禁止場所の駐車
- ② 法定駐車禁止場所の駐車
- ③ 駐車方法に従わない駐車
- ④ 車庫代わりの駐車・長時間駐車

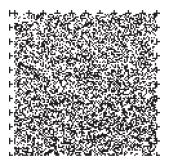
〈対 象〉 都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2
		下肢機能障害	1級から4級まで
		体幹機能障害	1級から3級まで
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級まで
		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害	1級または3級
		免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級まで
	（再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了している方）		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸小腸機能障害	特別項症から第3項症まで	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症まで	
愛の手帳		1度または2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）	
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性疾患児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。



社会参加



〈申請者〉原則として本人が申請してください。

※ただし、申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合は、申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族または姻族を申請代理人とすることができます。

また、その他の申請で身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、上記申請代理人により申請することが出来ます。

〈申請に必要な書類〉住所地を管轄する警察署に申請してください。

- (1) 申請書（警察署にあります。） (2) 身体障害者手帳の写し（2枚）
- (3) 住民票の原本及び写し（発行日から3か月以内のもの） (4) 印鑑

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面、申請代理人本人の確認ができる運転免許証等および代理人の印鑑を持参してください。

〈問合せ〉 小金井警察署 交通規制係 〒184-0014 小金井市貫井南町3-21-3
電話 (042) 381-0110

外出支援

移動支援事業

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。



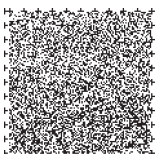
社会参加

〈対象〉市内に住所を有する方または市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 愛の手帳の交付を受けている学齢以上の障害者（児）
- (2) 肢体不自由のうち両上肢1級かつ両下肢1級の身体障害者手帳の交付を受けている学齢以上の障害児
- (3) 精神保健福祉手帳1級の交付を受けている学齢以上の障害者（児）

対象者別利用限度時間

対象者区分		利用限度時間（ひと月あたり）
(1) (3)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間
	18歳に達する日の属する月の翌月から	25時間
(2)	小学1年生～小学3年生	13時間
	小学4年生～中学3年生	17時間
	義務教育終了後から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間



緊急時の対応・夏季休業日の時間増

変更項目	変更内容
緊急時の対応	その月の上限支給量の限度時間まで使い切った後（利用予定時間は含まない）に、緊急やむを得ない事由が発生した場合、1か月に10時間を限度として利用できます。 ※緊急やむを得ない事由とは下記のとおりです。 ①利用者、同居の親族又は身体障害者補助犬の傷病により通院するとき。 ②親族の事故又は病状の急変により病院へ行くとき。 ③親族の葬儀に参列するとき。
夏季休業日の時間増	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する利用者であって、市の承認を受けた方は、1か月当たりの利用限度時間を7月の夏季休業期間にあつては5時間まで、8月の夏季休業期間にあつては10時間まで加算する。

〈利用者料金〉 1時間210円

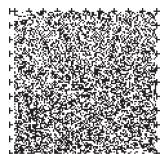
※生活保護および市民税非課税世帯は無料。移動にかかる費用等は実費負担。

〈移動支援事業者一覧〉

事業所名	所在地	電話	FAX
NPO法人 学びの広場	国分寺市南町2-11-14 トミービル2階	(042)322-7160	(042)322-7160
社会福祉法人けやきの杜 ライフネット	国分寺市南町2-16-14 第2富士ビル3階	(042)322-4424	(042)322-4426
社会福祉法人万葉の里 ウイング	国分寺市東戸倉2-7-26	(042)321-6600	(042)313-8823
財団法人 国分寺市 健康福祉サービス協会	国分寺市泉町2-3-8	(042)321-5081	(042)321-5806
NPO法人・ケア・センター やわらぎ ケア・センターやわらぎ 国分寺	国分寺市本町4-1-2 エスポアール花澤台1階	(042)327-0417	(042)327-0415
社会福祉法人AnnBee ヘルパーステーションびいと	国分寺市西元町3-6-14	(042)316-8523	(042)316-8553
社会福祉法人 すぎのこ あいうい・生活サポートセンター	国分寺市西恋ヶ窪2-21-15	(042)323-3841	(042)312-4303
社会福祉法人 幹福社会 ヘルプ協会こくぶんじ	国分寺市日吉町2-13-26あずさ館1-B	(042)580-2715	(042)580-2716
SOMPOケア (株) SOMPO ケア府中武蔵台訪問看護	府中市武蔵台3-27-4 カサヴェール武蔵台1階	(042)320-2361	(042)320-2362
株式会社ライフサイクル ケアセンター	府中市宮西町3-5-4パークヒル1F	(042)334-2419	(042)334-5419
有限会社オータムワーキング 訪問介護事業所ひかり	府中市美好町1-1-18 石川ビル201	(042)336-8343	(042)336-8346
社会福祉法人あいの樹	小平市小川西町5-22-12	(042)349-2191	(042)349-2192
NPO法人 たすけあい グループひまわり	小平市学園東町1-2-13-203	(042)343-2215	(042)343-1806



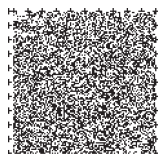
社会参加



事業所名	所在地	電話	FAX
社会福祉法人 かいゆう くじらハウス	国立市富士見台2-42-14	(042)505-7034	(042)505-7035
NPO法人介助派遣事業 みんなの広場 ホームヘルプ事業 みんなの広場	立川市曙町2-32-3立川三和ビル401	(042)540-3223	(042)540-3223
NPO法人こげら会 ケアこげら	小金井市貫井北町1-6-22 日興ビル小金井2階	(042)349-6950	(042)349-6951
NPO法人 カルティエおばさん	東村山市恩多町2-39-50	(042)397-3700	(042)397-3700
合資会社MERRY ROOM	昭島市東町4-9-3	(042)546-4243	(042)546-4243
NPO法人 まくら木	多摩市関戸3-17-2 アルファ201	(042)376-7789	(042)400-0317
NPO法人ひょうたん島 すいへいせん	国分寺市本多4-15-8	(042)359-4767	(042)359-4767
合同会社つぼみ 訪問介護つぼみ	国分寺市本町2-20-11 カーサマローネ1B	(042)359-4253	(042)359-4273
株式会社 スカイファーム	武蔵野市御殿山2-21-14	(042)226-5656	(042)226-5656
合同会社さんかく ハロー！	日野市万願寺1-28-3	(042)848-0307	(042)848-0307
ケアリッツ国分寺	国分寺市南町1-12-7 国分寺南町事務所1階	(042)312-2375	(042)312-2376
特定非営利活動法人 障害者 の自立を支える会 こすもす SESSE	東村山市本町3-19-57 エクセレンス澤崎B棟202	(042)394-4805	(042)394-4809
介護サービス 愛の手	杉並区高円寺南5-36-8	(03)3380-5017	(03)3380-5016
ケア21 国分寺	国分寺市本町4-7-5 Lシェイプ2階	(042)300-0321	(042)324-4882
グレースケア	三鷹市下連雀3-17-9	(0422)70-2805	(0422)24-8307



社会参加



盲ろう者の通訳・介助者派遣 **身**

視覚と聴覚の両方に障害がある方に、コミュニケーション及び移動手段を確保し社会参加を促進するため通訳・介助者を派遣します。

〈費用〉 無料（通訳・介助中の交通費、入場料等は利用者負担）

〈問合せ〉 東京盲ろう者友の会 電話 (03) 3864-7003 FAX (03) 3864-7004
ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp/>

補助犬の給付 **身**

担当窓口 障害福祉課生活支援係

都内におおむね1年以上居住して、身体障害者補助犬の飼育について家屋所有者の承諾が得られ、宿泊訓練（4週間）を受け身体障害者補助犬の飼育のできる世帯の所得税額が平均月額77,000円未満の方に、身体障害者補助犬を給付します。

- (1) 盲導犬 18歳以上で視覚障害1級の方
- (2) 介助犬 18歳以上で肢体不自由1・2級の方
- (3) 聴導犬 18歳以上で聴覚障害2級の方

文化・交流・余暇・学習



社会参加

くめぎ教室 **知**

担当窓口 本多公民館 並木公民館 恋ヶ窪公民館

(1) 本多公民館・並木公民館

〈内容〉 音楽・スポーツ・工作、季節に合わせたイベント（クリスマス会などの行事）やクッキングなど多様な活動を行っています。さまざまな人たちとのふれあいや集団活動を通して社会性を身につけ、仲間づくりをし、自ら生きる力を育むことを目指しています。

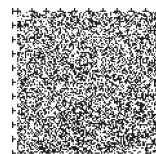
〈対象〉 市内在住の18歳以上の愛の手帳2度～4度をお持ちの方

(2) 恋ヶ窪公民館

〈内容〉 参加者自らが活動内容を考え、計画や準備段階から取り組むなど、より自主的に活動することで、自立できる総合的な力を養います。この教室に5年間在籍し卒業した後は、自主グループとして活動することを目指しています。

〈対象〉 本多公民館・並木公民館の教室に5年在籍した、愛の手帳4度（希望する3度の方含む）の方

※活動日や内容など、詳しくは各公民館へお問い合わせください。



〈問 合 せ〉

	所在地	電話番号
本多公民館	国分寺市本多1-7-1	電話 (042) 321-0085 FAX (042) 322-2376
並木公民館	国分寺市並木町2-12-3	電話 (042) 321-9971 FAX (042) 321-9970
恋ヶ窪公民館	国分寺市西恋ヶ窪4-12-8	電話 (042) 324-1926 FAX (042) 327-9100

余暇活動支援

知

●アラジン

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある人のための余暇活動支援です。

水曜日と第一土曜日に主に活動を行っています。

利用者のペースに合わせて音楽や書道、体操、調理などをボランティアや仲間と一緒にしています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

NPO法人国分寺市手をつなぐ親の会 アラジン担当

電話 (042) 325-9110



社会参加

●トータルサポートシステムMY夢 まあぶ

〈内 容〉

18歳以上の知的障害のある人のための余暇活動支援です。

月曜日、水曜日、土曜日に活動を行っています。

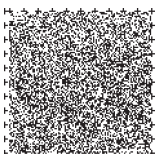
水泳、スポーツ、外出、調理等を支援者や仲間と一緒にしています。

※事業の詳細や入会方法については、下記までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

NPO法人国分寺市手をつなぐ親の会 まあぶ担当

電話 (042) 325-9110



オパール会員証（市内在住の60歳以上の方と、障害者の方が市内スポーツセンターと市民室内プールの個人利用を無料で利用できる会員証）により、市内スポーツ施設の個人利用が無料になります。

〈対 象〉市内在住の①または②に該当する方

①60歳以上の方

②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

詳しくは下記へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉

市民スポーツセンター	電話 (042) 326-2211
市民室内プール	電話 (042) 325-6868
ひかりスポーツセンター	電話 (042) 595-8865

・障害者スポーツの紹介

みんなで楽しむパラスポーツ「みんなパラ」

『みんなパラ』は「みんなで楽しむパラスポーツ」の略で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京都がパラリンピック競技をより幅広い層に理解し関心を持ってもらうきっかけとするために作成した競技紹介動画です。パラリンピック全22競技の特徴、見どころをアニメーション動画でわかりやすく紹介する事は全国で初の取組です！

<http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/paralympics/paracartoon/index.html>



社会参加

・NO LIMITS CHALLENGE（東京都パラリンピック体験プログラム）

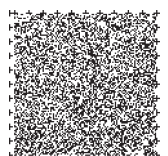
「NO LIMITS CHALLENGE」は、都内各地で開催している東京都主催のパラリンピック体験プログラムです。競技体験のほか、競技紹介パネルや用具等の展示、ゲストアスリートのトークショーなどを通して、パラリンピックの魅力を体感いただけます。実施スケジュール等は、下記NO LIMITS CHALLENGE公式サイトからご覧いただけます。

<http://no-limits.tokyo/nlc/index.html#menu01>



東京都障害者スポーツ大会

スポーツを通じて、障害者が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。



〈問合せ〉公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階

電話 (03) 6265-6001 (分室) FAX (03) 6265-6077 (分室)

東京都オリンピック・パラリンピック準備局 パラリンピック部障害者スポーツ課

電話 (03) 5320-7799

心身障害者(児)運動会・バスハイキング

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

心身障害者の方の健康増進と交流を深めるため、毎年春にバスハイキング、秋に運動会を行っています。

〈対象〉市内在住で心身に障害のある方、難病の方、その家族および支援者など

〈内容〉

バスハイキング 日帰りで娯楽施設などへバスに乗って出かけます。(企画内容は毎年変わります)

運動会 市民スポーツセンターで玉入れやポッチャなどのスポーツをみんなで一緒に楽しめます。



社会参加

※参加については、毎年開催前に市報やホームページで開催のお知らせをしていますので、ご確認の上お申し込みください。

東京都障害者休養ホーム

身 知 精

障害のある方が家族などと一緒に過ごす保養施設を指定し、宿泊料の一部を東京都が助成しています。

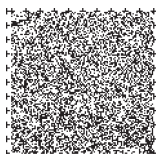
〈対象〉都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方。付き添いの方は、障害者(児)1人につき1人が助成対象となります。

〈助成額〉1泊につき障害者おとな6,490円、子ども5,770円を限度に助成。
付添おとな3,250円

〈助成回数〉年度(4月1日～翌年3月31日)2泊まで

〈利用方法〉希望の施設・月日が決定したら予約を取ります。予約方法は各施設に直接ご確認ください。ご案内および利用申込書は障害福祉課にあります。

〈受付締切〉団体・・・利用日の3週間前 個人・・・利用日の2週間前



〈問合せ〉公益財団法人 日本チャリティ協会

〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階

国分寺市立歴史公園有料施設入園料減免

身 知 精

担当窓口 ふるさと文化財課

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は国分寺市立歴史公園内の有料公園施設である「おたかの道湧水園」入園料が減免されます（手帳をお持ちの方一名につき介護者の方一名まで無料）。発券窓口の史跡の駅でこれらの手帳を提示してください。

〈問合せ〉ふるさと文化財課 〒185-0023 国分寺市西元町1-13-10
電話 (042) 300-0073 FAX (042) 300-0091

都立公園等の無料入場

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等に無料入場できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問合せ〉各公園窓口

都立公園等駐車場の無料利用

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等の駐車場を無料利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈問合せ〉各駐車場窓口

国立・都立有料施設等の無料（一部割引）利用

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立有料施設等の個人利用する場合、無料（一部割引）で利用できます。窓口で手帳を提示してください。

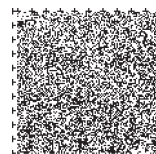
〈問合せ〉各施設窓口

郵便等による不在者投票（郵便等投票）

身

担当窓口 選挙管理委員会事務局

重度の障害等がある方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用になれます。ご利用にあたっては選挙管理委員会への事前の申請が必要です。



社会参加

〈対 象〉

	障害の部位	等 級
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分が「要介護5」	

※手帳の等級とは別に、郵便等投票に該当する可能性のある方は東京都知事の障害の程度についての証明書をとることにより、郵便等投票をご利用になれる場合もあります。

〈代理記載投票〉

郵便等投票ができる方で自ら記載をすることができない方のうち、次の表に該当する方は、投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

(代理記載投票ができる方)

	障害の部位	等 級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	特別項症～第2項症



社会参加

〈問 合 せ〉 選挙管理委員会事務局

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

電話 042-325-0111 (内368) FAX 042-325-4100

代理投票・点字投票

身 知 精

担当窓口 選挙管理委員会事務局

各投票所では字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があり、聴覚が不自由な方には、コミュニケーションボードを使って投票のご案内をします。

(1) 代理投票：病気などでお体が不自由な方・投票用紙に自書できない方に代わり、投票所の係員が代筆する投票方法です。

(2) 点字投票：視覚に障害のある方は、点字記載により投票することができます。

※全ての投票所に点字氏名等一覧、点字器、コミュニケーションボード、老眼鏡、車椅子等を用意しています。

〈問 合 せ〉 選挙管理委員会事務局

電話 042-325-0111 (内368) FAX 042-325-4100

